

悪質商法被害ゼロ キャンペーン

手口が多様化している悪質商法や振り込み詐欺を未然に防ぐため、最近の手口や注意点を訪問員が説明に伺います。

同時に被害防止グッズも配布しますので、ぜひ活用して悪質商法や振り込み詐欺を撃退しましょう。

実施期間 3月上旬まで

対象 世帯主が平成28年3月31日現在65歳以上の、市内全世帯

その他 訪問員は身分証を携帯し、「悪質商法被害ゼロキャンペーン」のロゴの入った蛍光イエローのベストとキャップを着用しています。



問合先 経済課消費生活係
(☎042-387-9831)

「ファミリーツーエム」実践セミナー

組織や参加者を活性化させ、互いの協働を促進させるのに必要なファシリテーションスキルを高めるセミナーを、起業家、NPO団体、市民活動団体、企業担当者などを対象に開催します。詳しくは東小金井事業創造センターホームページ (<http://ko-to.info/>) をご覧ください。

とき 12月13日(日) 午後1時～5時

選挙管理委員会および明るい選挙推進協議会では、12月1月を中心に「政治家の寄附禁止」の啓発活動を行います。

「政治家は贈らない 有権者は求めない」

お歳暮や年末年始のあいさつ等、つきあいの多い季節になりましたが、政治家(候補者、候補者になろうとしている者)および現に公職にある者(選挙区内の人にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています)。

政治家本人が出席する結婚披露宴の祝儀、葬式や通夜の香典を除いて、すべて罰則の対象となります。また、私たちが政治家に寄附を求めることも禁止されています。

問合先 選挙管理委員会事務局
(☎042-387-9888)

浅川清流環境組合による新可燃ごみ処理施設整備事業の環境影響評価書案の閲覧および意見募集

日野市、国分寺市、小金井市で構成している浅川清流環境組合による新可燃ごみ処理施設整備事業において、東京都環境影響評価条例に基づき、環境影響評価書案の閲覧および意見募集を行います。

「共 通」

問合先 ごみ処理施設担当
(☎042-387-9854)

12月はオール東京滞納STOP強化月間

東京都と市区町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保をめざして、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、広報や催告による納税推進、差し押さえやタイロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

「施設概要」

所在地 日野市石田1-20-2 (日野市クリーンセンター敷地内)

敷地面積 約1.1ヘクタール

処理能力 228t/日(14t/日×2炉)

主な建築物等 工場棟(高さ34以下)、煙突(高さ85)

「閲覧・意見募集」

【閲覧】

期間 12月7日(月)～1月12日(火) 午前9時30分～午後4時30分(土曜・日曜・祝日を除く)

ところ ごみ対策課(市役所第二庁舎4階)

【意見募集】

対象 ▽都内在住の方 ▽都内の法人またはその他の団体

「意見募集」

振込日 12月10日(木)

振込日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2・3日遅れる場合があります。次のような場合はご連絡ください。

▽振込日以降、8日を過ぎても振り込まれない場合 ▽氏名または住所、口座を変更した場合 ▽施設に入所した場合 ▽障がいのある程度が変わった場合(②)

「共 通」

問合先 ごみ処理施設担当
(☎042-387-9854)

12月はオール東京滞納STOP強化月間

東京都と市区町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保をめざして、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、広報や催告による納税推進、差し押さえやタイロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

市では、昨年度に引き続き、預貯金、給与等の債権、搜索による動産、不動産の差し押さえ等を実施し、納税の公平性確保に取り組んでいます。

問合先 納税課納税係(☎042-387-9823)

「各種手当の支給」

「①児童扶養手当」

12月期分(8～11月分)

問合先 子育て支援課手当助成係(☎042-387-9839)

「②心身障害者福祉手当」

第3期分(8～11月分)

問合先 自立生活支援課障害福祉係(☎042-387-9843)

「共 通」

振込日 12月10日(木)

振込日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2・3日遅れる場合があります。次のような場合はご連絡ください。

▽振込日以降、8日を過ぎても振り込まれない場合 ▽氏名または住所、口座を変更した場合 ▽施設に入所した場合 ▽障がいのある程度が変わった場合(②)

「共 通」

問合先 ごみ処理施設担当
(☎042-387-9854)

12月はオール東京滞納STOP強化月間

東京都と市区町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保をめざして、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、広報や催告による納税推進、差し押さえやタイロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

なお、すでに受給中の方は、改めて申請する必要はありません。

受付期間 12月1日(火)～18日(金)

受付場所・問合先 子育て支援課手当助成係(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9839)

「ファミリー・サポート・センター」

子育てを地域で支える相互援助活動に参加しませんか。

とき 12月16日(水) 午前10時～11時

ところ 保健センター

その他 保育あり(要事前申込)

申込 12月2日から、電話でファミリー・サポート・センター(☎042-320-1170) 11日曜日を除く午前9時～午後5時)へ。

「カルガモ教室」

親子の触れ合い遊びや親子の交流を通じ、子どもへのかかわり方を学びます。

「共 通」

問合先 ごみ処理施設担当
(☎042-387-9854)

12月はオール東京滞納STOP強化月間

東京都と市区町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保をめざして、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、広報や催告による納税推進、差し押さえやタイロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

「子どもを笑顔でみながら守る 虐待かな?と思ったら(通告・相談)」

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡先や連絡内容に関する秘密は守られます。

▽子ども家庭支援センター(相談窓口)
☎042-321-3146(月曜～土曜) 午前9時～午後5時
▽児童相談所全国共通ダイヤル(緊急時)
☎189

※ お近くの児童相談所にながります。
※ ☎189がつかない場合は、☎0570-0641000へ。

「市税の申告は電子申告サービスeLTAX(エルタックス)をご利用ください」

インターネットを利用した電子申告サービス「eLTAX(エルタックス)」による市税の電子申告を受け付けています。

電子申告ができる申告は次のとおりです。

▽ 個人住民税(給与支払報告書の提出、給与所得者異動届出書、特別徴収への切替申請書の提出など)(市民税・都民税申告書の提出はできません)

▽ 法人市民税(予定申告、確定申告、修正申告など)

「固定資産税(償却資産)」

全資産申告、増加資産申告、減少資産申告、修正申告

※ 詳細は、eLTAXホームページ (<http://www.eitax.jp/>) をご覧ください。

問合先 (一社) 地方税電子化協議会ヘルプデスクナビダイヤル(☎0570-081459、IP電話・PHS ☎03-5500-1701) 、市民税課諸係(☎042-387-9820)

12月はオール東京滞納STOP強化月間

東京都と市区町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保をめざして、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、広報や催告による納税推進、差し押さえやタイロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

平成28年度 学童保育所入所申し込み

1月18日(月)～26日(火)

平成28年度の学童保育所入所申し込みを、次のとおり受け付けます。

受付期間 1月18日(月)～26日(火) 午前8時30分～午後5時

※ 1月23日(土)を除く。

対象 市内在住で、保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない児童で、平成28年4月1日時点で、次のいずれかに該当する児童(保護者以外の方が保育に当たることができるとは該当しません)

▽ 小学校3年生までの児童

▽ 愛の手帳3・4度、身体障害者手帳5・7級を所持または医師の診断書を提示し、学童保育所での集団生活に支障がないと認められる小学校4年生までの児童

※ 必要書類は世帯の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。

申込方法 受付期間内に、必要書類を持参のうえ、市役所第二庁舎3階302会議室へ。

※ 書類の記載内容や提出書類の確認をするため、郵送での申請はできません。

問合先 児童青少年課学童保育係(市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9847)

「学童保育所内の第1～第3の指定はできません」

左表のとおり

学童保育所名	学区域	定員	住所・電話番号
さくらなみ第1	第一小学校	60人	本町1-2-13 (☎042-383-1183)
第2		50人	
たけとんぼ第1	第二小学校	55人	桜町2-3-60 (☎042-383-5488)
第2		35人	
あかね第1	第三小学校	40人	梶野町5-7-33 (☎042-385-3370)
第2		40人	
第3		40人	
さわらび第1	第四小学校	60人	貫井南町3-6-27 (☎042-383-5489)
第2		30人	
たまむし第1	東小学校	60人	東町4-25-7 東児童館内 (☎042-385-9280)
第2		30人	
まえはら第1	前原小学校	60人	前原町3-3-16 (☎042-383-1179)
第2		30人	
ほんちょう	本町小学校	60人	本町5-4-25 本町児童館内 (☎042-385-3360)
みどり第1	緑小学校	60人	緑町4-18-25 緑児童館内 (☎042-383-1178)
第2		20人	
みなみ第1	南小学校	40人	前原町2-2-21 (☎042-383-1167)
第2		40人	

「学童保育所入所申し込み」

平成28年度の学童保育所入所申し込みを、次のとおり受け付けます。

受付期間 1月18日(月)～26日(火) 午前8時30分～午後5時

※ 1月23日(土)を除く。

対象 市内在住で、保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない児童で、平成28年4月1日時点で、次のいずれかに該当する児童(保護者以外の方が保育に当たることができるとは該当しません)

▽ 小学校3年生までの児童

▽ 愛の手帳3・4度、身体障害者手帳5・7級を所持または医師の診断書を提示し、学童保育所での集団生活に支障がないと認められる小学校4年生までの児童

※ 必要書類は世帯の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。

申込方法 受付期間内に、必要書類を持参のうえ、市役所第二庁舎3階302会議室へ。

※ 書類の記載内容や提出書類の確認をするため、郵送での申請はできません。

問合先 児童青少年課学童保育係(市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9847)